

## 山口市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市が発注する地質調査業務、測量業務（地籍調査を除く。）、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の請負契約の締結にあたり、山口市財務規則（平成17年山口市規則第44号）第111条の規定によりあらかじめ最低制限価格を設けて落札者を決定する契約の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領の対象は、設計金額が500万円以上の建設コンサルタント業務等で、競争入札に付するものとする。ただし、設計金額の全てを見積りにより算出したものは、対象外とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、別表第1業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表最低制限価格基準額の欄に定める額とする。ただし、その価格が別表第2上限額の欄に定める額を超える場合は、当該上限額とし、同表下限額の欄に定める額に満たない場合は、当該下限額とする。また、同表業務区分の欄に掲げる2以上の業務を併せて競争入札に付する場合の最低制限価格は、それぞれの最低制限価格を合算した額とする。

(最低制限価格算定調書の作成)

第4条 入札執行者は、入札日までに前条に定める方法により最低制限価格算定調書（様式第1号から様式第6号まで）のうち必要な調書を作成の上、封入し、開札の際これを開札会場に置くものとする。この場合において、当該調書の作成及び封入は、積算を担当する所属の長において行うことができるものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 入札執行者は、入札公告、指名通知書等に最低制限価格が設定されていること及び最低制限価格を下回る入札が行われた場合は当該入札をした者は落札者としなことを記載するとともに、「建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度のお知らせ（別紙）」を添付することにより、入札参加者へ周知するものとする。

(落札者の決定等)

第6条 入札執行者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、最低制限価格を下回る価格で入札をした者は不落札とする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行うものについて適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、入札公告又は指名通知を行った入札については、  
なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、入札公告又は指名通知を行った入札については、  
なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

業務区分	最低制限価格基準額
地質調査業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接調査費の額</li> <li>・間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 (円未満切捨て)</li> <li>・解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 (円未満切捨て)</li> <li>・諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 (円未満切捨て)</li> </ul> の合計額 (千円未満切捨て)
測量業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接測量費の額</li> <li>・測量調査費の額</li> <li>・諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 (円未満切捨て)</li> </ul> の合計額 (千円未満切捨て)
土木関係建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費の額</li> <li>・直接経費の額</li> <li>・その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 (円未満切捨て)</li> <li>・一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額 (円未満切捨て)</li> </ul> の合計額 (千円未満切捨て)
建築関係建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費の額</li> <li>・特別経費の額</li> <li>・技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 (円未満切捨て)</li> <li>・諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 (円未満切捨て)</li> </ul> の合計額 (千円未満切捨て)
補償関係コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費の額</li> <li>・直接経費の額</li> <li>・その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 (円未満切捨て)</li> <li>・一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額 (円未満切捨て)</li> </ul> の合計額 (千円未満切捨て)

別表第2 (第3条関係)

業務区分	上限額	下限額
地質調査業務	設計金額(税抜き)に 10分の8.5を乗じて得 た額(千円未満切捨て)	設計金額(税抜き)に 3分の2を乗じて得た額 (千円未満切捨て)
測量業務	設計金額(税抜き)に 10分の8.2を乗じて得 た額(千円未満切捨て)	設計金額(税抜き)に 10分の6を乗じて得た額 (千円未満切捨て)
土木関係建設コンサルタン ト	設計金額(税抜き)に 10分の8を乗じて得た額 (千円未満切捨て)	設計金額(税抜き)に 10分の6を乗じて得た額 (千円未満切捨て)
建築関係建設コンサルタン ト	設計金額(税抜き)に 10分の8を乗じて得た額 (千円未満切捨て)	設計金額(税抜き)に 10分の6を乗じて得た額 (千円未満切捨て)
補償関係コンサルタント業 務	設計金額(税抜き)に 10分の8を乗じて得た額 (千円未満切捨て)	設計金額(税抜き)に 10分の6を乗じて得た額 (千円未満切捨て)

## 最低制限価格算定調書(総括表)

1. 業務名													
2. 業務区分													
3. 設計金額(税抜き)	円												
4. 設計金額(税込み)	円												
5. 最低制限価格	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">地質調査</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>測量</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>土木関係建設コンサルタント</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>建築関係建設コンサルタント</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>補償関係コンサルタント</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 3px double black;">合 計</td> <td style="text-align: right; border: 3px double black;">円</td> </tr> </table>	地質調査	円	測量	円	土木関係建設コンサルタント	円	建築関係建設コンサルタント	円	補償関係コンサルタント	円	合 計	円
地質調査	円												
測量	円												
土木関係建設コンサルタント	円												
建築関係建設コンサルタント	円												
補償関係コンサルタント	円												
合 計	円												

## 最低制限価格算定調書(地質調査業務)

1. 業務名

--

2. 業務区分

<b>地質調査</b>
-------------

3. 設計金額(税抜き)

	円
--	---

4. 設計金額(税込み)

	円
--	---

5. 地質調査業務の最低制限価格算出基礎額

上限額及び下限額

(A) 設計金額(税抜き)の 8.5/10 (千円未満切捨て)	上限額	円
---------------------------------	-----	---

(B) 設計金額(税抜き)の 2/3 (千円未満切捨て)	下限額	円
------------------------------	-----	---

最低制限価格基準額

①	直接調査費の額 (                      円 ) の10/10	円
②	間接調査費の額 (                      円 ) の9/10 (円未満切捨て)	円
③	解析等調査業務費の額 (                      円 ) の8/10 (円未満切捨て)	円
④	諸経費の額 (                      円 ) の4.8/10 (円未満切捨て)	円
(C) 最低制限価格の算出基礎額 (千円未満切捨て) ①+②+③+④ (千円未満切捨て)		円

6. 最低制限価格

	円
--	---

(注)最低制限価格は、(A)～(B)の範囲内であること。

## 最低制限価格算定調書(測量業務)

1. 業務名

--

2. 業務区分

<b>測量</b>
-----------

3. 設計金額(税抜き)

	円
--	---

4. 設計金額(税込み)

	円
--	---

5. 測量業務の最低制限価格の算出基礎額

上限額及び下限額

(A) 設計金額(税抜き)の $8.2/10$ (千円未満切捨て)	上限額	円
-----------------------------------	-----	---

(B) 設計金額(税抜き)の $6/10$ (千円未満切捨て)	下限額	円
---------------------------------	-----	---

最低制限価格基準額

①	直接測量費の額 (                      円 ) の $10/10$	円
②	測量調査費の額 (                      円 ) の $10/10$	円
③	諸経費の額 (                      円 ) の $4.8/10$ (円未満切捨て)	円
(C) 最低制限価格の算出基礎額 (千円未満切捨て) ① + ② + ③ (千円未満切捨て)		円

6. 最低制限価格

	円
--	---

(注)最低制限価格は、(A)～(B)の範囲内であること。

## 最低制限価格算定調書(土木関係建設コンサルタント業務)

1. 業務名

2. 業務区分

**土木関係建設コンサルタント**

3. 設計金額(税抜き)

円

4. 設計金額(税込み)

円

5. 土木関係建設コンサルタント業務の最低制限価格の算出基礎額

上限額及び下限額

(A) 設計金額(税抜き)の 8/10 (千円未満切捨て)	上限額	円
-------------------------------	-----	---

(B) 設計金額(税抜き)の 6/10 (千円未満切捨て)	下限額	円
-------------------------------	-----	---

最低制限価格基準額

①	直接人件費の額 (                      円 ) の10/10	円
②	直接経費の額 (                      円 ) の10/10	円
③	その他原価の額 (                      円 ) の9/10 (円未満切捨て)	円
④	一般管理費の額 (                      円 ) の4.8/10 (円未満切捨て)	円
(C) 最低制限価格の算出基礎額 (千円未満切捨て) ①+②+③+④ (千円未満切捨て)		円

6. 最低制限価格

円

(注)最低制限価格は、(A)～(B)の範囲内であること。

## 最低制限価格算定調書(建築関係建設コンサルタント業務)

1. 業務名

2. 業務区分 建築関係建設コンサルタント

3. 設計金額(税抜き) 円

4. 設計金額(税込み) 円

5. 建築関係建設コンサルタント業務の最低制限価格の算出基礎額

上限額及び下限額

(A) 設計金額(税抜き)の 8/10 (千円未満切捨て)	上限額	円
-------------------------------	-----	---

(B) 設計金額(税抜き)の 6/10 (千円未満切捨て)	下限額	円
-------------------------------	-----	---

最低制限価格基準額

①	直接人件費の額 (                      円 ) の10/10	円
②	特別経費の額 (                      円 ) の10/10	円
③	技術料等経費の額 (                      円 ) の6/10 (円未満切捨て)	円
④	諸経費の額 (                      円 ) の6/10 (円未満切捨て)	円
(C) 最低制限価格の算出基礎額 (千円未満切捨て) ①+②+③+④ (千円未満切捨て)		円

6. 最低制限価格

円

(注)最低制限価格は、(A)～(B)の範囲内であること。

## 最低制限価格算定調書(補償関係コンサルタント業務)

1. 業務名

2. 業務区分 補償関係コンサルタント

3. 設計金額(税抜き) 円

4. 設計金額(税込み) 円

5. 補償関係コンサルタント業務の最低制限価格の算出基礎額

上限額及び下限額

(A) 設計金額(税抜き)の 8/10 (千円未満切捨て)	上限額	円
-------------------------------	-----	---

(B) 設計金額(税抜き)の 6/10 (千円未満切捨て)	下限額	円
-------------------------------	-----	---

最低制限価格基準額

① 直接人件費の額 (                      円 ) の10/10		円
② 直接経費の額 (                      円 ) の10/10		円
③ その他原価の額 (                      円 ) の9/10 (円未満切捨て)		円
④ 一般管理費の額 (                      円 ) の4.5/10 (円未満切捨て)		円
(C) 最低制限価格の算出基礎額 (千円未満切捨て) ①+②+③+④ (千円未満切捨て)		円

6. 最低制限価格

円

(注)最低制限価格は、(A)～(B)の範囲内であること。

別紙（第5条関係）

業務名：

〇〇〇〇には、地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務又は補償関係コンサルタント業務のいずれかを記載する。測量設計業務は、「測量業務」と「土木関係建設コンサルタント業務」と記載する。

この業務は、山口市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度を適用しています。  
業務区分はとし、最低制限価格を算定しています。

## 建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度のお知らせ (令和2年11月1日以後適用)

山口市

- 令和2年11月1日以降に入札公告又は指名通知するものから適用となります。
- 最低制限価格を下回る入札をした者の入札は不落札とし、その者は、再度の入札に参加することができません。

### 最低制限価格の算定

別表第1業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表最低制限価格基準額の欄に定める額とする。ただし、その価格が別表第2上限額の欄に定める額を超える場合は、当該上限額とし、同表下限額の欄に定める額に満たない場合は、当該下限額とする。また、同表業務区分の欄に掲げる2以上の業務を併せて競争入札に付する場合の最低制限価格は、それぞれの最低制限価格を合算した額とする。

### 別表第1

業務区分	最低制限価格基準額
地質調査業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接調査費の額</li> <li>・間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> <li>・解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> <li>・諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> </ul> の合計額（千円未満切捨て）
測量業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接測量費の額</li> <li>・測量調査費の額</li> <li>・諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> </ul> の合計額（千円未満切捨て）
土木関係建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費の額</li> <li>・直接経費の額</li> <li>・その他原価の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> <li>・一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> </ul> の合計額（千円未満切捨て）

建築関係建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費の額</li> <li>・特別経費の額</li> <li>・技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> <li>・諸経費の額に10分の6を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> </ul> の合計額（千円未満切捨て）
補償関係コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費の額</li> <li>・直接経費の額</li> <li>・その他原価の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> <li>・一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> </ul> の合計額（千円未満切捨て）

## 別表第2

業務区分	上限額	下限額
地質調査業務	設計金額（税抜き）に10分の8.5を乗じて得た額（千円未満切捨て）	設計金額（税抜き）に3分の2を乗じて得た額（千円未満切捨て）
測量業務	設計金額（税抜き）に10分の8.2を乗じて得た額（千円未満切捨て）	設計金額（税抜き）に10分の6を乗じて得た額（千円未満切捨て）
土木関係建設コンサルタント	設計金額（税抜き）に10分の8を乗じて得た額（千円未満切捨て）	設計金額（税抜き）に10分の6を乗じて得た額（千円未満切捨て）
建築関係建設コンサルタント	設計金額（税抜き）に10分の8を乗じて得た額（千円未満切捨て）	設計金額（税抜き）に10分の6を乗じて得た額（千円未満切捨て）
補償関係コンサルタント業務	設計金額（税抜き）に10分の8を乗じて得た額（千円未満切捨て）	設計金額（税抜き）に10分の6を乗じて得た額（千円未満切捨て）